新 旧 対 照 表

新

岡三の証券総合取引約款

岡三の証券総合取引約款

第4章 有価証券の保護預り取引

第4章 有価証券の保護預り取引

第3条 保護預り証券の保管方法及び保管場所

第3条 保護預り証券の保管方法及び保管場所

当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次の①から⑤のとおりお預りします。

当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次の①から④のとおりお預りします。

①保護預り証券については、当社が定める保管場所に おいて安全確実に保管します。 ①保護預り証券については、当社が定める保管場所に おいて安全確実に保管します。

②上記①の保管場所については、日本銀行の出資証券 に限り、第三者保管機関(証券代行会社等)に保管します

(新設)

- ③金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る保護 預り証券については、決済会社で混合して保管します。
- ②金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。 ③保護預り証券のうち上記②に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。
- ④保護預り証券のうち上記③に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。
- <u>④上記③</u>による保管は、大券をもって行うことがあります。
- <u>⑤上記④</u>による保管は、大券をもって行うことがあります。

第14章 岡三カードの利用

第14章 岡三カードの利用

第4条 カード及び暗証番号の管理等

第4条 カード及び暗証番号の管理等

(1)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかにお客様から当社にご通知ください。この通知を受けたときは、直ちにカード利用の停止措置を講じます。

(1)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください(「0000」など連続した同一の番号や生年月日より推測できる番号、また前回使用した番号などはご利用できません)。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかにお客様から当社にご通知ください。この通知を受けたときは、直ちにカード利用の停止措置を講じます。

第6条 カードの紛失及び毀損の取扱い

カードを紛失・毀損した場合は、直ちに所定の書面に より当社へお届出ください。 第6条 カードの紛失及び毀損の取扱い

(2) (削除)

- (1) カードを紛失・毀損した場合は、直ちに所定の書面 により当社へお届出ください。
- (2) カードを毀損した場合は、上記(1) の書面ととも にカードをご返却ください。

新	旧
第15章 雑 則	第15章 雑 則
 第1条 契約の解除 (1)~(5) (省 略) (6)当社との取引又はカード利用を取りやめる場合には、所定の書面により当社へお届出ください。 	 第1条 契約の解除 (1)~(5) (省 略) (6)当社との取引又はカード利用を取りやめる場合には、所定の書面とともにカードを当社にご返却ください。
以上	以上